特別委員長互選

十月二十四日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員長　宮下　一郎
政治改革に関する特別委員長　伴野　豊
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　柚木　道義
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　小宮山泰子
消費者問題に関する特別委員長　三木　圭恵
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員長　西銘恒三郎
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長　丹羽　秀樹

質問書提出

十月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問主意書（尾辻かな子提出）
ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する質問主意書（八幡愛提出）
ＡＩ導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問主意書（八幡愛提出）
株式会社オルツへの政府支出に関する質問主意書（八幡愛提出）
風俗求人のアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）
歴史認識に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
連立政権に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
憲法の幾つかの規定に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

報告書受領

十月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年八月一日から同年十月二十日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告

政府特別補佐人承認

十月二十四日額賀議長は、高市内閣総理大臣申出の次の者を、第二百十九回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

辞令

（環境委員会専門員兼原子力問題調査特別調査室長）衆議院常任委員会専門員　野﨑　政栄
原子力問題調査特別調査室長兼務を免ずる
（環境調査室首席調査員兼原子力問題調査特別調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　鈴木　努
原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を免ずる
（環境調査室首席調査員兼原子力問題調査特別調査室首席調査員）同　荒井コスモ
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（第三特別調査室長）同　江成　友幸
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室長兼務を命ずる
（第三特別調査室首席調査員）同　小林　和彦
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（第三特別調査室次席調査員）同　安堂　恭子
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室次席調査員兼務を命ずる（以上十月二十四日）

訂正

十月二十四日、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第二百十七回国会衆法第六一号）の提出者「平岡秀夫外十九名」を「平岡秀夫外十八名」に訂正する。

参議院

常任委員長当選

十月二十四日常任委員長の選挙において、次のとおり当選した。

議院運営委員長　青木　一彦

質問主意書提出

十月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

指定病院等における不在者投票等に関する質問主意書（伊藤孝恵提出）（第一八号）

政府特別補佐人承認

十月二十四日関口議長は、高市内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百十九回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

報告書受領

十月二十四日内閣から、国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年八月一日から同年十月二十日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告を受領した。

内閣

人事異動

北海道開発局公示

判事兼簡易裁判所判事に任命する（十月二十一日）　西山　渉

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十月二十八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 占用を制限する区域　北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別二一四番七地内
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別二六番一から同村知来別一三〇二番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(六) 占用の制限の開始の期日　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(七) 図面縦覧場所　令和七年十月二十八日　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カザフスタンの共和国記念日につき、十月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、オーストリアの国祭日につき、十月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

○閣議口頭了解（令和七年十月二十一日）（内閣官房）

復興大臣である牧野たかお（本名　牧野京夫）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については牧野京夫名を使用し、それ以外は牧野たかお名を使用することとする。

国家公安委員会委員長であるあかま二郎（本名　赤間二郎）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については赤間二郎名を使用し、それ以外はあかま二郎名を使用することとする。